

【農業・農村整備事業関係】

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
水利施設整備事業費					
地域農業水利施設ストックマネジメント事業費	農地整備課		市町、土地改良区等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：団体営事業等によって造成された農業水利施設における機能保全計画策定及び機能保全対策工事の支援</li> <li>・負担割合：国5/10[5.5/10]、県1.5/10[2.0/10]、地元3.5/10[2.5/10] ※[ ]過疎、山振、特農等の場合 ※機能保全計画策定は国5/10、県・地元未定</li> </ul>	農村整備部 調査保全課
農業水利施設保全合理化事業費	農地整備課		市町、土地改良区等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：水管理の合理化・省力化のためのゲート、分水工の自動化やICTを活用した水管理システム導入等の整備を支援</li> <li>・負担割合：国5/10[5.5/10]、県1.5/10[2/10]、地元3.5/10[2.5/10] ※[ ]過疎、山振、特農等の場合</li> </ul>	農村整備部 調査保全課
水利施設整備事業費					
団体営農地耕作条件改善事業費	農地整備課		市町、土地改良区、農業者等	<p>畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援 RTK-GNSS 基地局の設置など、スマート農業の導入についての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：農地の区画拡大や農業用排水施設、農作業道などの整備</li> <li>・負担割合：[定率助成] 国5/10[5.5/10]、県1.5/10[2/10]、地元3.5/10[2.5/10] ※[ ]過疎、山振、特農等の場合 [定額助成]</li> </ul>	農村整備部 調査保全課
大区画化等加速化支援事業費	農地整備課		農業者等	<p>県単位の協議会を通じて、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化(簡易整備)等を支援する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：農地の区画拡大等</li> <li>・負担割合：[定額助成]</li> </ul>	農村整備部 調査保全課

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
土地改良施設維持管理適正化事業費	農地整備課		栃木県土地改良事業団体 連合会	<p>農業水利施設の機能保持や耐用年数の確保を図るため、修繕・補修や防災・減災対策、施設管理の省エネ化・省力化整備等を支援する。</p> <p>(1) 施設整備補修事業  ・補助内容：農業水利施設の施設整備補修を行う土地改良区等に対して、栃木県土地改良事業団体連合会が行う助成事業(5年間の資金拠出)への支援  ・補助率：3/10  ※参考 事業実施負担割合：国3/10、県3/10、地元4/10</p> <p>(2) 防災減災機能等強化対策事業  ・補助内容：防災・減災、省エネ・省力化のための施設整備を行う土地改良区等に対して、栃木県土地改良事業団体連合会が行う助成事業(5年間の資金拠出)への支援  ・補助率：2/10  ※参考 事業実施負担割合：国5/10、県2/10、地元3/10</p>	農村整備部 管理指導課
土地改良区機能強化支援事業費	農地整備課	○ 一部	土地改良区	<p>土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、土地改良区運営に係る総合的な支援を行う。</p> <p>(1) 統合整備強化対策事業費  ・土地改良区が行う統合整備（合併）の取組支援  ・負担割合：国5/10、県5/10</p> <p>(2) 水土里ビジョン策定推進対策事業費（R8新規）  ・事業内容：土地改良区における将来の施設保全に係る体制構築を図るため、水土里ビジョン策定を促進  ・負担割合：国10/10</p>	農村整備部 管理指導課
農村地域防災減災事業費					
農業用ため池治水活用促進事業費	農地整備課		市町	<p>台風等の大雨の流入に備え、ため池の水位を事前に下げておく低水位管理の取組に対する支援  ・補助対象：土地改良区等が行う農業用ため池の低水管理の取組  ・負担割合：国5/10、県2.5/10、市町2.5/10</p>	農村整備部 調査保全課

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
農地・農業用施設災害復旧事業費	農地整備課		市町、土地改良区等	<p>豪雨等により被災した農地や農業用排水施設等を迅速かつ適切に復旧するため、市町等が実施する災害復旧事業を支援</p> <p>(1) 農地災害復旧事業費 ・事業内容：耕作の用に供されている農地の復旧 ・負担割合：国5/10～</p> <p>(2) 農業用施設災害復旧事業費 ・事業内容：受益者2戸以上の農業用排水施設や農道の復旧 ・負担割合：国6.5/10～</p>	農村整備部 調査保全課
県単農業農村整備事業費	農地整備課	○ 一部	市町、土地改良区等	<p>農業生産の効率化やコストの低減を図るため、市町等が実施する小規模な農業生産基盤等（農業用排水施設、農道等の整備、農村環境の保全形成に必要な景観・修景施設、用水機場等の施設機能回復に向けた整備補修）の整備を支援</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業費 ・補助内容：農業用排水施設、農道等の整備</p> <p>(2) 農村環境整備事業費 ・補助内容：農村環境の保全形成に必要な景観・修景施設等の整備</p> <p>(3) 農業用施設管理事業費 ・補助内容：用水機場等の施設機能回復に向けた整備補修</p> <p>(4) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業費（新規） ・補助内容：小規模な突発事故の復旧</p> <p>※負担割合：事業メニューにより異なりますので、担当窓口まで問合せ願います。</p>	農村整備部 調査保全課